## 学校感染症罹患時の出席停止について

お子様が学校保健安全法の定めによる感染症と診断された場合(疑いも含む)は、「出席停止」の扱いとなります。主治医より登校を許可されましたら、下記の「学校感染症 登校連絡票」を保護者の方がご記入いただき、登校再開時に担任へ提出をお願いいたします。

## 主な学校感染症

インフルエンザ・麻疹(はしか)・流行性耳下腺炎(おたふく)・風疹・水痘(みずぼうそう) 咽頭結膜熱(プール熱)・感染性胃腸炎(ノロウイルスなど)・流行性角結膜炎・溶連菌感染症 手足口病・感染性紅斑(リンゴ病)・RS ウイルス感染症など

------ きりとり

保護者→担任→保健室

## 学校感染症 登校連絡票

幼児·児童氏名	幼稚部 ・ 小学部					
	年	年 組 氏名				
診断名						
診断を受けた日		令和	年	月	日	
登校許可について	上記の疾患	息について_	月	<u>日</u> の	医師の診察によ	الا.
	登校許可がありましたので、					
	月 日より登校します。					

令和 年 月 日 保護者氏名